

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） おはようございます。

議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の変更について、細部説明を申し上げます。

お手元に美浜町過疎地域持続的発展計画と新旧対照表を配布しておりますので、ご参照ください。

美浜町が令和4年4月1日に過疎地域として官報に公示されたことに伴い、令和4年度に策定した「美浜町過疎地域持続的発展計画」が令和7年度までとなっており、今回の議案で計画変更をお願いしますのは、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画となっています。

本計画では、これまでも当町では基盤施設や生活環境施設の整備、高齢化への対応、移住定住の促進、地域活性化などに取り組んできましたが、地域を取り巻く状況は依然厳しく、今後も過疎化が進行していくことが懸念されています。これ以上の過疎化にブレーキをかけていくためにも、今後も引き続き移住定住の促進、関係人口・交流人口の創出、商工、観光、産業等の更なる振興が必要であるという考え方を盛り込んだ計画にしたいと考えているところでございます。

次に、目的及び内容については、過疎法における過疎地域である美浜町全域において、総合的かつ計画的な対策を実施して、持続的発展を図ることを目的としておりまして、県が定める「過疎地域持続的発展方針」に基づき、地域の持続的発展に関する事項、移住・定住の促進、産業の振興、交通施設の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、教育の振興、集落の整備に関する事項などを定めることにしています。

なお、計画掲載事業の考え方につきましては、過疎法の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載することにしており、過疎対策事業債を財源とする事業については計画に記載しておく必要がありますので、幅広く記載しているものであります。

そのことに伴い、県の持続的発展方針に基づき、非過疎地域を目指す上で必要な事業をまとめた「美浜町過疎地域持続的発展計画」の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 何という質問ではない、大まかな質問で恐縮ではありますが、ただいま過疎対策事業債、その適用を受け止め、幅広く記載云々という、これは以前にもご説明は聞きましたが、今回の変更も含め、町のこの計画で今後考え得るであろう、そういう事業債の適用のような事業については、すべからく、もう間違いなく網羅されているという理解でよろしいのかどうかというのと、この計画でいうのは、こんなふうに変更できるんでしょう。そのスパンというんですかね、例えば、不十分だったなということで、これは例えばの例ですけれども、6月に変更のまた議案を上げるとか、そんなふうに短いような形で変えられるとか、その辺、例えば変えられないとか、そんなふうな規定があるのか。この2点、お願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず、1点目の計画に基づく事業についてでございます。

事業につきましては、当初、前期で令和4年度から7年度までの計画でございまして、今回お願いいたしておりますのは、令和8年度から令和12年度、法の終わりの終期の令和12年度までというようなことございまして、この計画につきましては、5年間で全ての事業を行うとは思っておりません。過疎債を借りるのにですね、過疎を脱却するのに際して、こういうような事業をすればですね過疎債が借りられるというような事業を網羅させていただいているということでございます。全体的にですね、いろいろな事業を網羅して、いろいろな中身をですね網羅しているというふうには認識してございますので、するしないはまた別の話になるのかなというふうには考えているところでございます。

2点目につきましては、計画の変更のスパンというようなご質問だったかと思えます。

これにつきましては、今現状、当初で、こういうふうに必要な事業を載せさせていただいているところなんですけれども、これに載せないと過疎対策事業債が借りられないというようなことにもなっておりますので、今後、新たにまた新しいメニューが出てくればですね、その都度この計画に載せなければいけません。なので、スパンというご質問でございますけれども、もしそういうような事業が出てきた場合ですね、その都度、議会の議決が必要となってまいりますので、その都度、変更ができる。ただし、議会議決が必要だというようなところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 中身云々はいいいんですが、ちなみに、よそのまちではですね、多分この議会は今ほとんどこの話だっというような議会もあるみたいなんです。それぐらいまちの事業がここからもう全て派生していくというようなところもあるみたいなんですけれども、一つ心配なのが、全国的に7割、8割が過疎入りというような情報もある中で、この辺については、県・国ともに、町長も大会等々出られていると思いますけれども、ある意味で、その線引きというかですね、厳しくなるというような心配であるとか、いろんな心配もある

るんですけれども、そのあたりの動向というか、そういったちょっと情報をいただければなど。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷重幸議員にお答えいたします。

県下等々の状況ということでございますけれども、和歌山県下におきましてもですね、やはり大半がですね過疎地域にというふうに今現状はなっております、残り少ない、和歌山市さんでありますとか、大きな市以外はですね、大半が過疎地域になっているのではないかなというふうに考えてございます。

議員おっしゃられますように、法律の終期もありまして、今議会でこういうような過疎地域の持続的発展計画の変更ということですね、各市町におかれましても計画変更ということになりますので、今後もですねこういう計画を各市町も立ててですね過疎対策事業債を借りるような形になるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 言い方が悪かったかもしれませんが、私、心配しているのは、結局、県のほうで締めつけというか、枠というか、国全体もそうですけれども、その辺は心配はないんですか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 締めつけというか、やはりこの計画に伴いまして過疎債の活用という自治体が増えてきております。充当率が100%という内容での起債でございますが、申請して、それで決定を受ける際には100%に満たない、例えば80%であるとかというのが最近の傾向でございます、やはりそういった対象自治体が増えてくることによって、そういった枠の取り合いとなっておるところが現状でございます、その割合につきましては、だんだん減っている傾向にあるというふうにはあります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第2号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するなどの改正でございます。個人番号の独自利用事務とは、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用する事務として法で定められている事務以外で、自治体が独自に利用する事務でございます。

住民基本台帳、地方税等の情報システムについて、国の法律等に基づく標準化基準に適合したシステムへの移行に伴い、各情報システムに住登外者を管理する住登外者宛名番号管理機能が実装され、この機能を用いて行う事務については、個人番号の独自利用事務等として条例で定める必要があることから、今回、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

なお、住登外者とは、住民基本台帳に登録されていない者のことで、町内に固定資産を有し、町外で住民登録をしている方や住所地特例の要介護者の方などでございます。

第4条の改正は、第4項として、宛名番号管理機能による住登外者の情報の庁内連携に係る規定を追加するもので、第4項と第5項は項ずれでございます。

別表第1、別表第2、別表第3の改正は、個人番号の独自利用事務及び同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務に住登外者宛名番号機能による住登外者等の情報に関する事務を追加するものでございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 何か来年、三尾郵便局での住民票とかの申請が何日か止まるというふうに聞いたんで、それは、この標準化システムに移行せんがためのことで、そういうふうなことになるのかどうかというところと、この新旧対照表、過疎的地域発展計画のこの変更表と、今まではずっと、今この新旧対照表の、ここで聞くとこか、冒頭なんで聞いているんですけども、フォーマットが違いますよね。左が改正で、右が現行。過疎地域のほうは、それが逆なんですよね。前から今までのが見にくいちゅう気が僕はずっとしたので、横書きの場合は左から右というのが人間の、日本語の横書きは左から右へ目を追っていくのがあれなんで、これは、この正誤表じゃないですけども、新旧対照表って、これはフォーマットが、何か書式が決まっているんですか。

できれば左から右へのほうにしたほうが、何かより、頭というか、もう拙い能力ですが、

理解が深まるのでと思うんですけども。ただ、国か県の条例か何かを見ても、いわゆる逆のフォーマットだった気がします。そんなところもあるのかどうか。この議会で初めて気がついたんで、お聞きする次第です。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷進介議員にお答えします。

先ほどの標準化に伴う三尾郵便局の証明書の交付、それとコンビニ交付についてですけども、それが、ある一定期間、この標準化の導入に伴って停止することになります。そのことについては、また広報の折り返しとホームページのほうで、またご案内させていただきたいと思います。いつからいつまで止まるかは、ちょっと今ないので、何とも申し上げられませんが、また広報させていただきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

先ほど審議いただきました過疎地域の持続的発展計画の新旧対照表についてでございますけれども、今ご指摘いただきました条例改正の新旧対照表は、いつもどおり、そういうような様式でございます。私の課のほうで提出させていただきました計画につきましては、和歌山県もしくは国へですね、提出する新旧対照表をそのまま議員の皆様へ提出をさせていただいたという形でございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） いやいや、そういうのではなくて、皆さんにお聞きして賛同を求めているので、はっきりしたことは言えないんですが、過疎地域のほう、要は左が変更前で右が変更後、これのほうがすごく理解がしやすいという気が私にはしたんですね。だから、それに今までのこれも改められないのか。それとも、今までのこのフォーマットは何か規定があるのか。そこなんです。

規定がないのであれば、今回のほうを採用すべき。考えを言うたらあかん。そのほうがより皆さんに理解が深められるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですかということなんです。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

新旧対照表についてのフォーマットは、基本はございません。参考に、いろんなほかの自治体のこういった新旧対照表を見る機会が多いんですけども、自治体によっては逆のところもありまして、その辺については特に意識なく従来を踏襲してきたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、人事院勧告による改正でございまして、改正内容につきましては、1点目は、給料についてで、民間との較差3.62%を解消するため、初任給を高校卒6.5%12,300円、大学卒5.5%1万2千円を引き上げる等、給料表を引上げる改定を行います。

2点目は、ボーナスを0.05月分の引き上げでございまして。民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に配分されます。期末・勤勉手当をあわせ、年間4.6月分から4.65月分となります。

3点目は、通勤手当、宿日直手当の改定でございまして。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第20条の改正は、通勤手当で、現行の距離区分について2千円から3万8,700円までの間において規則で定める額といたします。

第25条の改正は、宿日直手当で、勤務一回につき4,400円から4,700円に、半日の場合は2,200円から2,350円に引き上げます。

第26条の改正は、12月に支給する期末手当の改正でございまして。

第27条の改正は、12月に支給する勤勉手当の改正でございまして。

別表第1の改正は、給料表の改正でございまして。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

給与の内払は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、内払とみなします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 別にこれは否定的な意見ではないんですけども、この物価高で、給料のアップはもちろんですし、和歌山県の最低賃金も1,045円まで上がりましたが、この表だとイメージが分からないので、ちょっと具体的にお願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 具体的にということ、先ほど給与の例えば初任給については、高校卒で1万2,300円、大学卒で1万2千円を引き上げるというふうにお答えをさせていただいております。その給料表を見比べていただいて、同じところの号級のところの比較をしていただいたら、まずは給与の引上げ分というのがご確認できるかと思えます。そういったことでの新旧対照表のところ、給与法の具体的な金額をお示しさせていただくというふうに理解していただきたいと思えます。

また、その率をということ、ちょっとお話しさせていただきましたら、その改定率、号級それぞれ1級から7級まであるんですけども、1級の場合は5.2%、2級の場合は4.2%、3級は3.4%、4級は2.9%、5級以上が2.8%の引上げ率というふうになってございます。

具体的にということ、以上です。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） ありがとうございます。

あと、ちょっと一つ聞きたいのが、民間の企業が上がっているから上げますという話なんですけれども、その民間はどこを指しているのかなって。日高地方の企業を指しているのか、それともトヨタとかあいう大手の一部上場企業のことを指しているのか、どこと比べて民間が上がっているのをちょっとお願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この引上げについては、民間というのは、まず根本的には人事院勧告に伴うものとしての改定でございます。人事院勧告の改定で比較対象としている民間というのは、東京23区の企業規模500人以上の本店事業所の従業員ということで基本になっておまして、今般は、それが見直しされたところございまして、企業規模が100人以上の企業ということが対象となっております。

民間を指しているのは、そういったところの東京23区本店の企業規模、ある一定以上の企業規模のあるところとの比較でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 少し戻りますが、先ほど古山議員お聞きの具体的にという中で、一般的にマスメディアとか、いわゆる新聞でも、春闘とか賃上げの場合は、モデルケースでこれぐらいみたいな、そういうふうに。私もそういうところに籍を置いて賃金交渉する場合、例えば45歳、奥さんがいらっしゃる、お子さんが2人で、これぐらいで、これがこれぐらいみたいな、そういうモデルケースで要求をしたり、また、中の組合員にそういう説明をしたりとか、対外的な発表もそれがよく目にするところでありますので、例えば

美浜町でしたら、今申し上げたような、どこがモデルになるのか。例えば、年齢も平均値で取るのか、その辺はよく分かりませんが、そういうモデルケースで、今、年収でこれぐらいのが、今回のになると、これぐらいになるよと。これは新入、初任給の分でも結構ですけれども、1万3千円だったら単純に12.465か何かを掛けたら、16.465かな、それでいいのかどうかとか、そのあたりのちょっとご説明をいただきたいです。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） そういったモデルケースというイメージでこれはつくっていないんですけれども、比較としまして、例えば高校卒業の方であれば18万8千円から20万300円というふうに引き上げると。大学卒の場合は22万の給料が23万2千円に今回の改正で増額されるということになります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） これは人事院勧告にのっとっての改正であると思うんですけれども、上がってよかったなあと思っているうちの一人でございます。

ただ、ここでちょっと参考に教えていただきたいんですけれども、美浜町役場において、この1級、2級、3級、7級までございますね、一般職で大体何級使って、課長で何級を使って、参事で何級使う。ここらをざっと教えていただけますか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 条例のほうで、その辺は定めておるんですけれども、主事というのが1、2級です。3級で係長、4級というのが課長補佐、主査、主任教諭、5級が課長、主幹、6級が課長、7級が課長と参事というふうになってございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第4号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

放課後児童健全育成事業や家庭的保育事業等、そして特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、これらの「設備及び運営に関する基準」については、それぞれ法律により「市町村は、国の定める基準を参酌し、条例で定めなければならない」若しくは「国の定める基準に従い、又は参酌し、条例で定めなければならない」とされていることから、関係する法律や府令省令の改正に準拠した形での条例改正を行います。

今回の改正は、令和7年4月公布の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、児童養護施設等と同様に、「保育所等の職員による虐待に関する通報義務」などが創設されました。

このことに関係する規定の一部として、児童福祉法では第33条の10に「第2項及び第3項」が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律には「第4章」が、学校教育法は第28条に「第2項」が、それぞれ新設されましたので、当町条例中において当該条文を引用している箇所等について、所要の改正を行うものでございます。

第1条として、「美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正でございます。

第12条につきましては、法律の引用箇所の改正です。

児童福祉法の改正により、同法第33条の10第1項では「通報義務の対象となる施設・事業」として「保育所や放課後児童健全育成事業等」が新たに追加されるとともに、「事実確認などの必要な措置を講ずることとなる所管行政庁」、そして「それらの報告を受けることとなる審議会等」、これらに関する規定がそれぞれ「第2項」及び「第3項」として新設され、法第33条の10自体が「1項建てから3項建て」の条文となったことによるものです。

続きまして第2条、「美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正でございます。

先程と同様、児童福祉法の「第33条の10」を引用している箇所を改めるものでございます。

第3条は、「美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正でございます。

まず、第15条の改正は、「認定こども園法」という略称が、次に説明する第25条でも用いられることから、「この号及び次号において」とされていた略称の範囲を解消するものであります。

次に、「虐待等の禁止」に関する規定である第25条中においても、先程と同様、児童福祉法の「第33条の10」を引用している箇所を改めます。

また、この第25条では「虐待の内容」を指し示しており、保育所等に関しては先程からの「児童福祉法第33条の10第1項各号」に掲げる行為を「虐待」と、幼保連携型認

定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、以下「認定こども園法」と申しますが、この法律において新たに設けられました「第4章 入園児虐待の防止等」における「虐待の定義」に関する規定である「同法第27条の2第1項各号」に掲げられている行為を「虐待」としてそれぞれ明記するとともに、幼稚園についても、学校教育法第28条中に「第2項」として、「認定こども園法第4章の規定は、幼稚園に準用する」との規定が新設されましたので、幼保連携型認定こども園と同じく「認定こども園法第27条の2第1項各号」に掲げられている行為を「虐待」とするものであります。

最後に、附則について、ご説明させていただきます。

施行期日につきましては、既に、関係する法律や内閣府令が令和7年10月1日より施行されていることから、「公布の日」としています。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配布させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第5号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

令和7年9月公布の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）」により、母子保健法に基づく乳幼児の「健康診査」の内容が、保育所等の「健康診断」の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等が、その乳幼児の「健康診査」の結果を把握するときは、当該保育所等の

「健康診断」の全部又は一部を行わないことができるとされました。

この内閣府令により、市町村が条例を定めるにあたり従うべき又は参酌すべき「国の基準」とされている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたので、それに準拠した形で条例第17条においても同様に、母子保健法に基づく乳幼児の「健康診査」の結果をもって、当該施設で実施する健康診断に代えることができる旨の内容を追加するものであります。

最後に、附則について、ご説明させていただきます。

施行期日につきましては、既に、関係する内閣府令が令和7年9月16日より施行されていることから「公布の日」としています。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配布させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） この美浜町家庭的保育事業、私はあまり聞き慣れない言葉が出てきたなと思うんですけども、これって、町内に幾つあって、できたら、言える範囲でよろしいですから、どことどこちゅうんかな、そこらが分かりましたらお願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

お手元にお配りさせていただいている資料のですね議案第4号のところの下から2つ目の青い枠を少しご覧ください。

下から2つ目の青い枠の中の右のほうにですね、地域型保育事業ということで、家庭的保育事業とは、小規模保育事業とは、居宅訪問型保育事業とは、事業所内保育事業とはということで、このような利用定義で行っている施設を指しているというのをちょっと説明させていただきます。基本的にはゼロ歳から2歳までの施設です。

ご質問にあります町内にはというところでございますけれども、美浜町内には存在いたしません。ただ、監督権限が美浜町にありますので、条例として定めておいて、もしそういう事業所が出たときには、美浜町がちゃんと対応すると。そういうふうな内容でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億4,034万4千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を53億6,911万1千円とするものでございます。最初に全体的なことと致しまして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございます。

この補正は、給与条例の改正のところでお認めいただいた人事院勧告による増額、超過勤務手当、人事評価、昇格等を要因とする人件費の補正でございます。休職者、退職者の人件費につきましては減額補正しています。

先ず4ページ第2表 債務負担行為補正の追加は、設計積算システム提供業務でございます。

5ページ第3表 地方債補正でございますが、追加は6件ございまして、外出支援事業、防火水槽更新事業、指導者用端末更新事業、松洋中学校施設外壁等改修事業、入山分館トイレ改修事業、体育センター外壁等改修事業を追加いたします。廃止については、防火水槽更新事業で過疎対策事業債を廃止して、緊急防災・減災事業債を活用いたします。変更は、過疎対策事業債を活用する乳幼児・子ども医療費助成事業、野菜花き産地強化事業、給食費無償化事業について、実績見込みにより限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

9ページの地方交付税、普通交付税13万2千円の増額は、財源調整でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金1,311万3千円の追加は、障害者医療費負担金300万円、障害児施設措置費（給付費等）負担金100万円、障害者自立支援給付費等負担金900万円は、障害者医療費及び給付費の実績見込みによる追加と、国民健康保険保険基盤安定負担金11万3千円の追加は負担金の確定でございます。

国庫補助金、教育費国庫補助金、中学校費補助金1,050万6千円の追加は、学校施設環境改善交付金でございます。

国庫委託金、民生費国庫委託金、社会福祉費委託金62万7千円の追加は、国民年金事務費委託金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金554万3千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金は確定によるもの、障害者医療費負担金150万円、障害

児施設措置費（給付費等）負担金50万円、障害者自立支援給付費等負担金450万円は障害者医療費及び給付費の実績見込みによるものでございます。

11ページ県補助金、農林水産業費県補助金95万9千円の追加は、農地利用最適化交付金の交付決定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金359万7千円の追加は、財政調整基金他各基金の利息でございます。

繰入金、特別会計繰入金924万8千円の追加は、後期高齢者医療特別会計からの繰入金でございます。

基金繰入金、水と土保全基金繰入金1万2千円の追加は、水と土保全事業でございます。

13ページの諸収入、雑入7千円の追加は、雇用保険料自己負担分でございます。

町債、消防債は防火水槽更新事業の工法の変更等に伴い、過疎対策事業債の充当から緊急防災・減災事業債へ変更するものでございます。

教育債、9,810万円の追加は、過疎対策事業債で、給食費無償化事業150万円追加し、新たに松洋中学校施設外壁等改修事業5,080万円、入山分館トイレ改修事業2,680万円、体育センター外壁等改修事業430万円を追加いたします。デジタル活用推進事業債は、指導者用端末更新事業を追加いたします。

農林水産業債150万円の減額は、過疎対策事業債で野菜花き産地強化事業150万円を減額いたします。

民生債、過疎対策事業債は、乳幼児・子ども医療費助成事業で500万円を減額し、外出支援事業を500万円追加いたします。

次に、歳出について申し上げます。

15ページの議会費78万円の追加は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費253万円の減額は、人件費の補正でございます。

企画費8万2千円の追加は、行革懇談会委員謝礼でございます。

青少年対策費14万4千円の追加は、消耗品費、きしゅう君の家のステッカーでございます。

17ページの財政調整基金費164万1千円と減債基金費11万5千円の追加は、利子積立金でございます。

徴税費、税務総務費206万6千円の減額は、人件費の補正でございます。

賦課徴収費83万6千円の追加は、軽自動車申告手続きオンライン化に伴うシステム改修費でございます。

戸籍住民基本台帳費259万5千円の追加は、人件費の補正と、委託料216万5千円の追加は、戸籍システムの改修費でございます。

19ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費15万2千円の追加は、人件費の補正と、国民健康保険特別会計への繰出金60万円の減額でございます。

国民年金費80万8千円の追加は、人件費の補正と、委託料62万7千円の追加は、国

民年金システムの改修でございます。

老人福祉費577万7千円の追加は、人件費の補正と、22ページの繰出金542万3千円の追加は、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費2,018万2千円の追加は、人件費の補正と、扶助費2千万円の追加は、障害介護給付費と障害児給付費の利用実績に伴う不足額の補正でございます。

心身障害者医療費、扶助費600万円の追加は、更生医療費の実績見込みによるものでございます。

地域包括支援センター運営費3万3千円の減額は、人件費の補正でございます。

児童福祉費、児童措置費31万2千円の追加と23ページの放課後児童健全育成事業費136万6千円の追加は、人件費の補正でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費114万2千円の追加と予防費22万円の追加は、人件費の補正でございます。

25ページの墓地基金費1万9千円の追加は、利子積立金でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費120万円の追加は、人件費の補正と、報酬92万1千円と需用費3万8千円の追加は、最適化交付金交付決定によるものでございます。

農業総務費68万6千円の追加は、人件費の補正と、積立金1万2千円の追加は、水と土保全基金積立金でございます。

農業振興費25万3千円の追加は、優良農地保全対策事業と農地活用支援事業の実績に伴う補正でございます。

27ページの農地費33万1千円の追加は、下水道事業会計農集の補助金と出資金でございます。

林業費、林業総務費48万9千円の追加は、人件費の補正と利子積立金でございます。

水産業費、水産業振興費514万2千円の追加は、役務費は手数料改定に伴う建築確認申請手数料7千円の追加と、負担金補助及び交付金513万5千円の追加は、三尾漁協製氷施設が経年劣化により製氷能力の低下で規定量の製氷ができなくなっているため製氷施設改修費用の50%を補助するものでございます。

美浜町水産業振興基金費8万円の追加は、利子積立金でございます。

29ページの商工費、観光費51万9千円の追加は、人件費の補正でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費179万6千円の追加は、人件費の補正でございます。道路橋梁費、道路橋梁総務費、道路維持費36万2千円の追加は、人件費の補正でございます。

31ページの都市計画費、下水道費12万8千円の追加は、下水道事業会計補助金（公共）と出資金でございます。

住宅費、住宅基金費1万円の追加は、利子積立金でございます。

消防費、消防施設費の補正は、防火水槽更新事業の起債の変更による財源更正でございます。

33ページの教育費、教育総務費、事務局費81万6千円の追加は、人件費の補正と、備品購入費で指導者用端末の実績による減額でございます。

教育施設整備基金費171万6千円の追加は、利子積立金でございます。

小学校費、学校管理費287万8千円の追加は、パートタイム会計年度任用職員である町単講師2名の和田小学校への増員といった内容を含む人件費の補正と、積立金3千円の追加は、大原俊樹蔵書基金利子積立金の追加でございます。

中学校費、学校管理費5,890万5千円の追加は、松洋中学校施設外壁等改修工事設計委託業務82万5千円の減額は実績によるもので、監理委託業務115万2千円と、工事請負費5,857万8千円の追加は、松洋中学校施設屋内運動場の外壁等改修工事に係る費用でございます。

こども園費、ひまわりこども園費179万5千円の減額は人件費の補正でございます。

社会教育費、社会教育総務費69万円の追加は、人件費の補正でございます。

公民館費2,492万2千円の追加は、人件費の補正と需用費7万5千円の追加と、38ページの委託料85万8千円、工事請負費2,368万円、負担金補助及び交付金の水道加入分担金9万9千円の追加は、入山分館トイレ改修工事に係る費用でございます。

図書館費39万1千円の追加は、人件費の補正でございます。

保健体育費、体育施設費の補正は、財源更正でございます。

学校給食施設費328万3千円の追加は、人件費の補正と、需用費310万円の追加は、賄材料費で材料費の高騰によるものでございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料として、給与費明細書、地方債の現在高の見込に関する調書を添付いたしましたので、ご覧頂きたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩をしてから質問を受けたいと思っております。

再開は10時15分。

午前九時五十八分休憩

———・———
午前十時十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番、5ページです。

デジタル活用推進事業債ですけれども、あまり今までちょっと聞いたことないような、私、勘違いかも分かりませんが、ないように思ったので、起債のちょっと内容を教えてください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

この起債は、今年度から5年間の期間において充当可能な起債でございまして、主にデジタル活用推進計画に位置づけて実施する事業、情報通信機器の整備等で住民の利便性の向上を図る町の事業に対して充当できる起債でございまして、充当率が90%、交付税措置が50%でございまして。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今、充当率90%で交付税率50%って言われたんですけども、いろいろほかにまだ有利な起債あるように思うんですけども、そういう有利な起債との検討っていうのか、内容によってこれでなかったらあかんっていうのか、有利な起債は検討されなかったのか。その辺のちょっと詳細をお願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、この起債を活用する事業が指導者用端末更新事業でございまして、この事業の適債性があるのが、このデジタル活用推進事業債であったということでございます。

ほかの各事業におきましては、その事業の特性等がありますので、その事業に応じて、適債性がある起債があれば、それぞれを検討しながら有利な起債を充当するように努めているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今まあ、このデジタル活用ということで、指導者用端末の更新ということだったんですけども、デジタルのことだと思うんですけども、例えば具体的にどんなものに使えるか、ちょっと分かれば教えてください。デジタル関係とは思いますが、お願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 各事業のメニューというのがございまして、特に具体的にということであれば、例えば書かない窓口システムの整備であったり、ドローンも活用した点検の自動化、公立学校におけるICT環境の整備等々、具体例が示されているところを今ちょっと説明させていただいた次第でございます。

ほかにも様々な事業がありまして、その起債の事業メニューに沿った内容で検討していくということになります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 14ページなんですけれども、支出にもあるんですけども、防火水槽更新事業なんですけれども、今、説明たしか聞きますと、工法の変更によって過疎債から緊防へ変えるて聞こえたんですけども、何か特別な工法にすることによって過疎債の適用ならなくなったのかとか、ちょっと疑問に思ったので、お願いします。

そして、もう一つが、その下の松洋中学校体育センターの外壁、それと入山分館のトイレ改修事業、今、大きな補正なんですけれども、これ多分、今からだと年度内になかなか難しいなと思うんです。それで、できたら、完成予定はいつ頃になるのかなとか、工程を教えてくださいなと思います。学校のことやから、多分休みの日にするんだと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） この起債の変更についてでございます。当初の工法の変更によって、事業費というのが膨らみました。最初、過疎対策事業債で充当していた事業でございます、その同意額が、具体的には1,760万の同意をいただいております。途中で事業費が増えたことに伴いまして、事業費が増えたんですけども、同意額もそれに沿って増えるかっていったら、そういうことにはならないので、1,760万そのままの同意額になることとなります。

であれば、ちょっと起債の充当上、不利な状況になりますので、その時点で改めて検討して、緊急防災・減債事業債がそれによって充当できるという解釈をした上で、県との協議をした上で、県の了解も確認しまして、そうしたことから変更させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 松洋中学校の屋内運動場、それから入山公民館のトイレでございます。

今回、お手元に補正予算資料として提出させていただきました資料にも掲載しておりますところ。あくまでも現時点での私どものプランというところでございますけれども、松洋中学校屋内運動場におきましては、3月、4月、3月より準備工、それから6月には外部の足場を設置し、そこから屋根、外壁等の関係の部分の施工し、8月末、夏休みの終わるまでには足場を撤去してですね、現場の作業は完了というふうな形で、今、プランニングしているところでございます。

続きまして、同じ資料の入山の分館トイレのところにも計画工程表を掲載しておりますけれども、入山のトイレにつきましては、これもまた3月より準備工、それからもろもろの工事が始まりまして、7月末にはですね現場の工事を完了させて、8月の中旬に入山地区が実施する夏休みが円滑にできるようにというふうな形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ちょっと防火水槽のことでお聞きしたいんですけども、お金云々やないんですけども、埋設ていうような形になると思うんですけども、中身の容量、どれくらいの水槽を入れるんか。それと、普通の水槽を埋設した場合に、その上、駐

車場で車を置いたりできる強度を持たしたものになるんか、いや、置けんのですよというんか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 碓井議員にお答えいたします。

まず、畜産センター前の防火水槽の更新事業であります。

この更新事業につきましては、矢板の打設をある工法で設計をしていたところございまして、現地のですね地盤がですね柔らかいではなくてですね非常に硬かったというような実情がございまして、その圧入ができなかったというようなことございまして、無理に圧入を行いますと振動が生じてまいりまして近隣住宅に悪影響が出るというようなことがあります、振動があまりないですね工法に変更したというようなことございまして、そのような理由がございまして。

それから、水槽のですね大きさということでございまして、40㎡の防火水槽を設置する予定にしております。それと、車の駐車というような話でございまして、もちろん完成後はですね、防火水槽でございまして、その上面といいますか、上へですね駐車することは、もちろん禁止になるのかなという認識を持っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今、矢板の打設が岩盤か何かで硬くと。その詳細設計の折に、もともと埋設するんだったらボーリング調査とかして、当然そういうふうな設計をなされるのが一般的な考え方ですが、設計時はそんなん分からなかったんですか。何か設計にそれだと問題があったとしか取れないんですけれども、いかがですか。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 工事担当のほうから説明させていただきます。

設計時点ですでに地質調査は近辺のボーリング調査がございましたので、その資料を使っております。今、防災の課長のほうからですね、矢板の打設がていような話だったんですけれども、具体的にその数値よりも硬かったという、単純なそういうようなことございまして。圧入ができなかったので、掘りながら圧入するという工法に変えたんですけれども。そうですね。ボーリングは近辺のボーリングのデータを使用したということでございまして。そのボーリングのデータよりも地盤が硬かったというようなことございまして。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 素人がこんなことを言うとあれかも分かりませんが、要は、じゃ、設計時に、今回の部位・部署に関してはボーリング調査をせずに設計をしたと。このことは、この詳細設計とかそういう流れにおいて、問題はないのか。今後は何か対応とかそんなことを考えられているのか。あわせて、お願いします。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

ボーリングも少し費用も要りますので、近くの部分のを引用するという事は当然あります。今後についてですけれども、そういう場所、場所によってのケースになると思いますけれども、例えば公共下水道の整備をしたところであると、かなり深いところまでボーリングを入れています。そういうようなことで、使えるデータというのはやっぱりあると思うんで、そういうところを活用しながらですね、でも、全然ないところについては、新たに当然、詳細設計のときにボーリングを入れていくというようなことになると思います。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 僕、ちょっとさっき聞き方が悪かったですけれども、駐車ができる強度があるか。例えばですね、火事がありました。利用しますていうときに、消防車を置く可能性もあるんですよ、その上からずっと吸えるように。道路があそこも狭いですし、そういう観点から置ける強度があるかどうかというお話ですね。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 碓井議員にお答えいたします。

防火水槽の上に駐車ということで、強度はというようにお話でございますけれども、駐車できる強度はあるという私の認識でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

載荷重の強度はですね25tありますんで、車が載ることは十分。当然その作業のときは、そこに横づけして消火するというようなことになります。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） そもそも論なんですけれども、これ、過疎対策事業2,500万円なんですけれども、ここ緊急防災のやつで、私、3月のときにも聞いたかも分からないんですけれども、そもそも何で最初から防災のことを防火水槽やのにならせんかったんかなというのを単純に思ったんですけれども、すみません、教えてください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 当初、いろんな適債性の起債ということで検討した結果でございます。充当率等と交付税措置というのは同じでして、過疎債の要望の折に、その時点では100%の充当が充てられておりまして、入札結果によりまして、予算額から入札によって金額も下がっております。その内示額はその予算額より超えていましたので、全く問題がないところで、同等の有利な起債として充てられていたんですが、結果としては工事費が上がったので、変えさせてもらったっていうことで、ほぼ同等ではあるんですけれども、今回に関しては過疎債のほうを先に充当していたということで、最初からというふうな理由は、ちょっと説明しにくいんですけれども、同じ起債の内容ということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今のお話ですけれども、3月の当初は緊急防災のやつは9件あって2億7千万ありましたよね。ほんで、過疎債は多分6,800万ぐらい5件であったんです。それで、これ、別にほかの、ここで2,500万浮いたやつをまた違うところに使ってますよね。その辺を使いたいからという理由でこうしたというんだったら、ちょっと私も意味納得できるんですけども、同じ100%充当率の70%交付税率、一緒やさかいにというたら、ほんならもともとでも一緒やさかいにというように、ちょっと私、単純に考えたんですけども、ちょっとその辺、もう少し説明をお願いします。

○議長（繁田拓治君） ちょっと休憩します。

午前十時三十二分休憩

————— . —————
午前十時三十四分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） すみません、貴重な時間を申し訳ございませんでした。

当初の起債の充当に関しましては、防火水槽の入替え、更新という工事でありまして、緊急防災・減災事業債の適債性が確実にあるという確証がなかったんです。ということから、同じ内容の起債を充当ということでさせていただきました。

ただ、今回こういった形で工事費が上がったということで、改めて突っ込んで対応ちゅうんか、内容を確認して、また県へも確認した上で、機能強化という部分を前に押し出しながら交渉した結果、緊急防災・減災事業債でもそういった機能強化っていう点が認められたということが確認できたので、切り替えさせてもらったという経緯でございました。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 関連ないですね、ないですか。

そしたら、その他。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 36ページです。認定こども園、一般職の減額ということで、お一人辞められたのかどうなのか。期末勤勉手当と一緒になっているので、辞められたんかなど。毎年のように、なかなか空いてないよっていう現状の中、今はどんな事情ですかっていうことと、人がいてないというのに関連しまして、放課後家庭事業のほうも人がどうなったかっていうのを現状教えていただけますか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、すみません、学童保育、放課後児童の関係のスタッフの状況でございますけれども、松原、和田ともにフルタイムの職員が3名ずつ、それから週4日ないしは週5日で1日当たり2時から6時までの4時間勤務の方が、それぞれ和田も松原もパートタイムさんが3名ずつということで、基本的には6名で回しているっていう状況でございます。

現状、そうですね、令和7年、6年、令和5年とかのあたりは、本当に人がなくて、特

に和田のほうではですねスタッフがなくてという状況だったんですけども、現状、6名・6名の体制で、運営についてはできているというところで、なおかつ、この6名ずつ確保していただければ安全に運営できていけるのかなというところで、マックスの数字というふうな形で捉えているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） ひまわりこども園の減額につきましては、その内容は、育児休業と、また休業されている職員の方の分の減額でございます、人員の減ではございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 人的には、職員的には足りているんですね。いつとき、1年前ぐらいでしたっけ、1人欲しいよと言うてたような時期があったので、それでお聞きした部分もあるので、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（繁田拓治君） ひまわりこども園長。

○ひまわりこども園長（山本理加君） 北村議員にお答えします。

現在のところ、入っていただいているので、足りております。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 26ページ、委員等最適化活動報酬というところなんですけれども、これ農業委員の方々に支給される報酬だと思うんです。一生懸命やっただけでいるのでね、少しでも報酬上げられたらええとは思いますが、今なぜこの補正ちゃうのかな、今年これ、もう2回目の補正やと思うんですけれども、何か2回に分けての理由があるのかなというのがありまして、ちょっとお聞きします。

それと、もう一つが下の水と土保全基金積立金、小さい金額で恐縮なんですけれども、収入のほうで、利子で入って、その下の基金で入っていて、収入収入で、ここで支出ってある。あれっと思って、2つ収入で並んでたんで、ちょっと不思議に思って聞くんなんですけれども、これは単純に利息が入って基金へ積み立てるという、単純なそういう解釈でよろしいんですか。

すみません、それともう一つ、次のページの三尾漁協の製氷施設なんですけれども、製氷施設、急に壊れたんで、補正上がっているんだと思うんですけれども、結構、製氷施設も使用頻度が高ければ、故障もし、更新もせなあかんと思うんですけれども、どのくらいの頻度で、製氷施設って、これ三尾なんですけれども、使われているものなのか、教えてください。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） まず、農業委員会費、農業委員等最適化活動報酬についてご説明いたします。

議員ご指摘のとおりですね、今回2回目の補正ということで、実は6月にですね委員の報酬として129万3千円補正しております。このときは、県のほうからですね前期分ということで内示がございました。今回の補正はですね、後期分ということで内示がございましたので、報酬として92万1千円を補正させていただいているというようなところでございます。

過去を遡りますとですね、令和4年には報酬として112万、令和5年には108万、令和6年162万5千円、今回この補正を入れまして報酬としまして221万4千円というようなことになっておりまして、令和4年から比べますと100万ぐらい増えているというようなことでございます。これは、実績に応じてですね県のほうから頂ける補助金なんですけど、最適化交付金なんですけれども、言い換えると、議員おっしゃるとおり、美浜町農業委員会、皆さん、こういうふうな最適化活動、例えば遊休地対策であったりですね、圃場の管理であったり、いろいろ中間管理機構への相談であったりという活動をしかりしていただいているというふうに私どもは捉まえています。

それと、三尾漁協の製氷施設でございます。これはですね、この製氷施設は平成11年5月に竣工いたしまして、もう現在26年と6か月経過しております。今回の補正というのは、細部説明にもあったように、なかなか製氷ができにくくなってきているというようなところで、能力を下回る製氷しかできないよってということで、改修に向けて予算を計上させていただきました。三尾漁協の場合ですね、4月からずっと3月まで1年間通じて、製氷の使用頻度というのは、11月ぐらいからですね少し減ってくるんですけれども、やはり実績としてはあります。

ですので、今のこの少ない時期に直すというようなことで、今回補正させていただいたというような次第でございます。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 水と土保全基金の積立金についてですが、議員のお見込みのとおり、利息の増額が発生したので、その分を繰入れのほうへ積み立てるということで、議員のお見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 8番、古山です。

34ページのところで、会計年度任用職員で2名ってなっているんですけれども、なぜ今頃2名増やす必要があったのでしょうかと、特別職か何かだったのでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 34ページの小学校費の報酬、会計年度任用職員の191万2千円の増額についてでございます。そのうち、細部説明でもございましたけれども、和田小学校で2名の増員があったというところで、お二人、一人ずつ約4時間程度のパートタイム勤務なんですけれども、9月から来てくださった。もう一人は10月から来てくだ

さった。人勧の影響も含めると、この方たちの9月から10月からの分の3月末までの給料で、お二人合わせて143万1,400円ということなので、190万に対して140万の分が人勧以外の部分でみたいなところでございます。

まず、特別に支援を要する子どもさんも和田小学校には多くいらっしゃいます。同時に、さらには個別的に配慮を必要とする児童の方々もいらっしゃいます。そういった状況から、やはり町単独での費用を持って講師を増員が必要となるというところ、現場の和田小学校さんは、そういう切実な問題を抱えているところでございました。

正直申しますと、当初予算のほうで、フルタイムで2名分のていうところは予算を設けておりましたんですけれども、そういうフルタイムで来て下さる方がちょっとなくて、いろいろ探してたところ、9月、10月になって、4時間ぐらいのパートだったらというところの方がいらっしゃったので、お願いしてていうところになります。というところで、当初はフルタイムで想定していたところが、なかったので、パート、予算の科目が違いますので、報酬として今回増額をさせていただいたというところでございます。

なお、フルタイムについては、まだ手つかずの状態になっていますので、これは3月議会ですとね全額補正、減額の補正という措置を取らせていただきたいと、そのように今のところ考えているところでございます。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 今回のこのパートの職務というのは、理解はできたんですけれども、ちなみに松原小学校と比べたときに、当然、和田小学校のほうが、生徒数が多かったりとか、いろんな事情が違うのは理解した上で、考え方に偏りはないかとは思いますが、ちなみに小学校でパートの今現在の人数、中学校も含めてもいいんですけれども、それぞれの職務というかですね、そういったものをちょっと参考までに教えていただければと思います。

想像するのが学校の理屈、理屈というたらちょっとあれですかね。いろんな状況で大変やから1人欲しいんやという学校自体の要望なのか、あるいは義務的にこういうケースが発生した場合にはこういう講師を取り付けてくださるというような状況なのか、ちょっと整理もしたいので、その辺のところも含めて教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、私のほうから、今の人員数についてちょっと述べさせていただきます。

まず、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員ですけれども、前段として、公務員の方とか司書の方は除きます。あくまでも町の費用で講師として、お願いして下さっている方、松原小学校ではですねフルタイムで4名でございます。うち1名産休でございますけれども、4名。パートタイムでございます。松原小学校は2名でございます。

和田小学校につきましては、フルタイムの講師先生が1名、パートタイムの方が8名でございます。

ちなみに、それぞれの先生方の職務の内容ていうのは、教育長のほうから後ほどでございますけれども、一概にこれがというんじゃないですけれども、それぞれの学校に特別支援学級というのがやっぱりございます。令和7年度で申しますと、松原小学校は3名の方、児童、和田小学校は11名の方、それ以外にも個別に配慮を必要とするお子様がやっぱりいらっしゃるというところでございます。

私からは以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員にお答えいたします。

ごめんなさい、間違えました。

すみません、谷議員にお答えいたします。

職務の内容ていうことでございますが、いろんなパターンでケースがございますて、先ほど特別支援学級というお話もありました。県の基準でいいますと、特別支援学級に在籍する児童の数によって1人加配の講師が入る場合もあります。その場合には、ただ時間の制限がありまして、例えば今年でいいますと、週当たり12時間、1日当たりにしますと3時間ちょっとっていうことですか、になるんですけれども、この給料っていうんですか、この給料の中では、なかなかやっぱり来ていただける人が見つからないということで、丸一日働いてもらうようにていうことで、残りの部分を町負担ということで、部分的には県費の講師であるんですけれども、残りは町負担の講師というような形で入っている場合。これはもう時短のパートの会計年度任用職員ていうことになる。そんなケースもあるんですけれども、ただ、その中でも、やっぱり特別支援学級ていうことになりまして、学年も違えば、いろんな障害によっては一斉の中で授業ができないていうこともあります。

ていうことで、おのずとその子どもたちに対応するための人員が必要になってくるということでございます。

和田のほうは、在籍の子どもが多い中では、そういう対応が必要ていうことで、その分町単の講師が増えてくると。県のほうは、なかなかそれに臨機応変に対応はしていただけないていうところもあります。その分は、やっぱり町のほうで会計年度任用職員として任用することによって対応していつているていうことでございます。

ほかにも、支援学級だけではないんですけれども、通常の学級の中でも、やっぱりいろんなお子さんがいます。学力面でサポートが必要な子どもさん、あるいは授業をきちんと座ってられない、途中で飛び出していつたりする子どもさんもいます。その中では、一つは安全確保ていう要素もありますし、学力補充ていう要素もあるという中で、これも県のほうでは見てくれません。その分は、やっぱり町のほうで任用した会計年度任用職員が対応するということになっております。

そして、和田のほうでは、パートタイムていうんですか、時短の会計年度任用職員が非常に多い。理想的には、フルタイムで任用できて、朝から晩まで同じ人がおってもらえるていうのが、これは理想の形なんですけれども、先ほど課長のほうからもありましたけれ

ども、一応予算取りとしましては、フルタイムでお願いしまして、お認めいただいているところなんですけれども、このご時世、なかなかそういう形での来ていただける人が見つからない。これはもう県費の講師でも同じでして、そういう中で、何とか1日4時間程度であれば来ていただけるという人が見つかったときには来ていただいているということで、本来であればフルタイム1人で入ってもらえるところを分割して2人というんですか、そんな形で入ってもらっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 県ももう少しやっていただきたいですよ。

基本的には、このパートタイム、会計年度の人らっていうのは、特別学級の対応、それから個別的に対応の要る方の対応という考えでいいんですよ。

その確認で、先ほど言いましたように、必ずしも義務的に、じゃ、何人につき何人とかっていうのも、基準はあるわけですか。さっき言うたように、学校の判断あるいは教育委員会の判断で、やっぱりもう一人、二人要るだろうという判断で、こうなっているのか、義務的にこうなっているのかという、そこだけちょっと整理させてください。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） これは、まずやっぱり学校の校長ですね、からの要望というんですか、それについては、もう既に提出をしてもらっているんですけども、その活用計画、そして年度末、今は中間という形になるんですけども、実績報告等々も受けながら、決めているところでございます。

ただ、学校からの要望どおり認めていけば、もっともっと人数も膨らむ場合もあるんですけども、その点につきましては、精査しながら、学校と相談しながら、最終的に人員というのを決めているということでございます。

ですから、一つの定数的というとおかしいですけども、枠組みがありきではなくて、その年その年の子どもたちの状況によって、配置をしているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 関連。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 今のお話の中で、県が受け入れてくれないという、ほんなら例えば、僕らはそういうのに携わってないんで分からないですけども、受け入れない理由っていうのは、県はどんなことを言われて受け入れないという判断を下すのか。でも、必要なもんは必要じゃないかと、今、ふと思ったんですけども、どうでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） おっしゃるとおりで、本当に私としましては必要なものは必要ということで年度末人事には交渉もするんですけども、やはり県のほうは一つの基準を持っている。それは、国の標準の定数、それプラス、やっぱり加配ということであれば、これは国の方針に沿ってということになるかも知れませんが、実際

の学級数に応じた定数以外に、指導方法工夫改善加配であったりであるとか、今、小学校でいえば、担任制なんですけれども、例えば特定の教科について、特定の先生が専門的にその教科を教える、専科加配って言っているんですけれども、そういうことでの加配というのはあります。

ただ、その以外に、例えば通常の学級の中で、支援が必要な子どもがいてるから、その子どもに対して加配をするという、その制度というのは実際的にはないというのが現状です。ですから、その部分はもう町単に頼らざるを得ないというんですかっていう状況になってあるわけなんですけれども。

ですから、いろんな実情を話しして、やはりまず基本はやっぱり国というか、県費負担の先生方を充ててもらおうというのは基本だと思うんですけれども、なかなかそれでは充当してもらえていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 今おっしゃっていただいたことも理解できます。

ただ、どこの市町もそういう取組でやっているのですかということと、加配というんですか、どこにでもそういうことが起こり得るのに、県の答えは、いや、もうそれはおまえたちでやってください、あなたたちでやってくださいというスタンスで、こういうイメージでやられているのか。その辺、ちょっともう一回そこだけ、すみません、教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えいたします。

県のスタンスとすれば、やはり国の基準、あるいは、さっき言わしてもらった加配、その中で何とか運営しなさいというのが基本的なスタンスであるかというふうに思います。ただ、その一方で、今よく言われているのが個別最適化、一人一人それぞれに合った教育をしなさいというふうなことも言われているんですけれども、ただ、それに対しての人員確保というのがなかなかついてきていないというその言葉だけが、これはもう、この場で、もしかしたら不適切かも分からないんですけれども、何かその言葉だけが先行して行って、実際、実情には合っていないような教員の配置。その分をやっぱりしていこうと思えば、町のほうで何とかということになってくるかと思います。ですから、自治体によっては、なかなかそのところは充当できないというところもあるかというふうに思います。

ただ、本町におきましては、こういうふうに予算要求、予算をお願いしたときに、そんだけの講師をつけていただいているというのは、本当にありがたいことであるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） ちょっと幼稚な質問になるんですけれども、特別支援学級の先生

が足りていないということなんですけれども、その先生ていうのは教員免許だけで大丈夫なんですか。それとも、何かさらにやっぱりそういう専門知識の資格をお持ちになられている方でないかと駄目なんでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 基本的には教員免許、教員免許でも小学校、中学校は教科ごとってありますけれども、そのいずれかの免許を持っていれば、支援学級の担任はできます。ただ、今、県のほうでも、やはり特別支援教育の充実ということで、教員免許の種類は、もう一つ、特別支援学校というんですか、その免許もあります。それは別に持っていなくても、特別支援学校へ行こうと思ったら、それがなかったらあかんのですけれども、県のほうは、それを取得することを推奨しているということで、特別支援教育の免許を所持している先生方も小中学校で、徐々にではありますけれども、増えているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 関連ではありません。先に言うておきますね。何か所か、この予算書の記述がちょっと理解できないので、お聞きします。

まず、19ページですね。一番下、老人福祉費、3目の。財源として地方債が500万、一般財源が77万7千円のこれはプラスがあって、その節ということで、人勸の部分があって、ここに外出支援事業で500万の補正が載るのかなと思ったら、違いますね。今の外出支援事業ていうのは、これは私の理解が間違っていたら申し訳ないですけども、地方債のところ、そういう説明でしたよね。そうですね。何か乳幼児、幼児、それをやめて、外出支援事業を500のせるんですから。これはなぜ、この今の言う3款、1項、3目の節のところ、増えたであろう外出支援事業費の計上がないんですか。

そのことに関連して、21ページの一番下ですね。3款民生児童費の児童福祉費、児童措置費、ここですよ。500万地方債が減額されています。

しかし、これは何で一般財源531万2千円のとっているんでしょうかね。その500をどけた31万2千円というのは、節のところの要は人勸部分ですよ。500引いて500足している。ということは、ここはそうすると財源振替じゃないですか。この表記としか私の頭では理解できないんですね。ここで、乳幼児・子ども医療費補助の減額の500万が計上されて、一般財源は31万2千円だけということであれば、地方債の説明のほうと整合性が取れて、自分の中でもよく理解できるんですけども、なぜそうなっているのか。

これと同じ理屈です。農業のほうの農業振興費、150万ちようどが減額されていて、これも一般財源へ入れていますよね。結局これも、何でしたっけ、前、地方債でいえば、野菜花き産地強化事業、ここを減額したんですよ。この事業費の減額は、この時点で計上をなされないんですか。150万引いて175万3千円足して、結局、これがそうなる

のかな。でも、違いますよね、名前が。節にある優良農地保全対策事業、はたまた農地活用支援事業というのと、野菜花き産地強化事業、これは同じなんですか。地方債の補正のところでもいただいた説明と、ここの歳出のところの書き方では、何か全然理解できないんですけれども、ちょっと分かるようにご説明を願いたい。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、3つの事業の取扱いについては、全て同じ要因でございます。それぞれの事業費を増額したり、減額したりするのではなく、その事業に充当している起債の変更がありまして、それによって実績見込みで充当していた金額に満たないと見込みでの減額で、その減額した分が、これは過疎債のソフト事業に当たるもんなんですけれども、合計で3,890万、町に内示いただいております。3,890万を全部使い切らんことには、もったいないというんか、町としては損するという感覚になりますので、そういったことで、ほかに当たるものとして外出支援事業というのが充てられますので、その分の起債をここで充当しておるということで、各それぞれの事業の増減の補正ではなく、その事業に充当する起債の部分の変更額をここで示しておるということで、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そうしましたら、大きな財布は3,800幾らがあつて、その中にお札に、これは幾ら分、これは何分、何分てしていたのを、ちょっとだけこっちに持ってくる。そんなふうなことをしたという理解でいいのかということと、それだったら地方債の説明のところでも、説明文、その事業の減額という説明、違いましたか。僕、何か誰が見ても、なかなか納得できずに。でも、この予算だと見込みがもう、例えば医療費の補助であれば500万ぐらい下がるんだらうなという見込みなら、補正すべきじゃないんですか。歳入歳出予算なんでしょう。

それと、財源更正という説明のほう、違うのかどうか分かりませんが、役場に勤めているわけじゃないのでね。ただ、今回よく見て、それがすごく気になったので。でも、これは地財法なのか何か分かりませんが、役場の職員の方々のこういう予算書というか、それでは、それが正解なんですか。そんなふうには決まっているのですか。

一般の私では、もう歳入、地方債の変更のところの説明とこの歳出のところでは違つてるとしか取れないんですけれども、いかがですか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） そのままの過疎債のソフト事業というのが、今までは3つの事業がございました。

給食費無償化事業、野菜花き産地強化事業、乳幼児・子ども医療助成事業、ここの3つに3,890万円それぞれ充当しておったんです。その事業費の全額じゃなしに、その事業費の中の何割分かに相当する金額を充当しているというふうな理解をいただきたいと思

います。これが、このたび実績を確認していったら、それぞれの事業について増減の見込みが出てきました。ある事業によっては、最初に見込んでおった金額に満たないところが出てきたところは、この起債の増額、その逆では減額というふうにしていて、差し引き500万余ってきたんで、新たに500万どっかにソフト事業に当たるものはないかというところで追加したのが外出支援事業でございます。

そういった財源のやりくりの表現で、ちょっと説明的には、お伝え切れなかったところがあったかと思いますが、この起債の取扱いについては、そういったことでの増減でございます。

予算書の表の表記についても、これについては財務の取扱いのルールの中での表示でございます。この予算書に関しては正規の定めに沿って作成しておる、表現しておる予算書となっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかにございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ132万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,632万4千円とするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

6ページの繰入金、一般会計繰入金60万円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定、未就学児均等割保険税繰入金の確定、産前産後保険税繰入金の確定、人件費等の増額によるものでございます。

基金繰入金1,500万円の減額は、財源不足額を前年度繰越金により充当したことによる減額でございます。

繰越金、前年度繰越金1,692万円の追加は、財源調整によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、一般管理費52万7千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の追加及び国保情報データベースシステムのプログラム修正料の追加によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付金加算金、保険税還付金30万円の追加は、実績見込みによるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付金加算金、保険給付費等交付金償還金49万3千円の追加は、前年度の保険給付費等交付金の精算によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第8号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,201万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億4,142万3千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金81万9千円の追加は、電算システム改修に伴う補助率2分の1の補助金でございます。

支払基金交付金、介護給付費交付金2,483万8千円の追加は、交付決定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金7万8千円の追加は、介護給付費準備基金の利子でございます。

繰入金、一般会計繰入金486万4千円の追加は、介護給付費繰入金375万円、事務

費繰入金111万4千円の追加によるものでございます。

繰越金141万8千円の追加は、前年度からの繰越金でまだ予算化していない残高を全額予算計上するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

10ページの総務費、総務管理費、一般管理費193万3千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正と制度改正に伴う電算システム改修委託料でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費1千万円、施設介護サービス給付費1,200万円、居宅介護サービス計画給付費100万円、12ページの高額介護サービス費500万円、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費100万円、介護予防サービス計画給付費100万円の追加は、実績見込みによるものでございます。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金7万8千円の追加は、利子を積み立てるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金6千円の追加は、過年度分精算による地域支援事業補助金を国、県へ返還するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,798万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億9,933万8千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの保険料、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料557万円の追加は、後期高齢者医療広域連合からの賦課見込みによるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金55万9千円の追加は、人件費の補正によるものでございます。

繰越金、前年度繰越金260万3千円の追加は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越すものでございます。

諸収入、雑入924万8千円の追加は、令和6年度療養給付費負担金精算による返還金と和歌山県後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費の補正に伴い広域連合から交付されるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページの総務費、総務管理費、一般管理費873万2千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正と歳入で追加補正しました特別徴収保険料と前年度繰越金を和歌山県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金924万8千円の追加は、令和6年度療養給付費負担金精算による返還金と和歌山県後期高齢者医療広域連合から交付される派遣職員の人件費補正分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第10号 令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、10ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、受取利息及び配当金2万2千円の追加は、利率変動による基金利息の追加、

他会計補助金43万7千円の追加は、人事院勧告等による人件費の追加に伴う一般会計補助金の追加でございます。補正後の事業収益合計は2億253万2千円でございます。

次に、12ページの収益的支出について、ご説明いたします。

営業費用、総係費45万9千円の追加は、人事院勧告等によるもので、給料38万7千円、手当1万9千円、法定福利費5万3千円の追加でございます。補正後の事業費用合計は2万253万2千円でございます。

次に、14ページの資本的収入について、ご説明いたします。

他会計出資金、他会計出資金2万2千円の追加は、利率変動による基礎積立金の追加による一般会計出資金の追加でございます。

補正後の資本的収入合計は、5,139万4千円でございます。

次に、16ページの資本的支出について、ご説明いたします。

基金積立金、基金積立金2万2千円の追加は、利率変動による基金積立金の追加でございます。

補正後の資本的支出の合計は、8,684万4千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第4条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費として45万9千円を追加し、2,420万4千円と定めてございます。

最後に、18ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は491万1千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第11号 令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費93万3千円の追加は、人事院勧告等によるもので、給料36万1千円、手当43万3千円、法定福利費13万9千円の追加でございます。

補正後の事業費用合計は、1億3,947万1千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費として93万3千円を追加し、2,055万6千円と定めてございます。

最後に、6ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億8,001万7千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時三十二分休憩

—————・—————

午前十一時三十四分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

追加日程第13 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午前十一時三十五分閉会